

京 都 大 学 学 位 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第14条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該学位論文の全文又はやむを得ない事由がある場合には、その内容の主要部分を印刷公表するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第14条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科の承認を得て、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。</p> <p>3 前2項の規定による公表は、本学が指定するインターネットの利用により行うものとする。</p> <p>附 則 この規程は、平成25年6月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p>